

豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の中小企業者が、事業の内容を過去に実績のない日本標準産業分類に掲げる中分類の異なる事業へ変更する事業（以下「業態転換」という。）、インターネットショップ等を開設・改善する事業（以下「ECサイト開設・改善」という。）、クラウドファンディングを活用して資金調達する事業（以下「クラウドファンディング」という。）又は外国人旅行者を受け入れるための店内の環境整備をする事業（以下「インバウンド対応」という。）を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、中小企業者の新たなチャレンジを支援し、もって本市産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

(2) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗等をいう。

ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗等であること。

イ 物品の販売、サービスの提供その他の事業又は経営に当たって、本部からの援助、統制、指導等に基づき、統一的な方法により営業等が実施されている店舗等であること。

ウ ア及びイの対価として、本部に金銭を支払っている店舗等であること

(3) 業態転換 次の各号のいずれかにより、事業の内容を過去に実績のない日本標準産業分類に掲げる中分類の異なる事業へ変更するもの。ただし別表第1に定めるものを除く。

ア 屋号変更 既存の事業に替えて新たな事業を開始するものであって、店舗等の屋号変更や外観（外壁、出入り口、看板など）の刷新などにより客観的に業態転換したことがわかるものをいう。

イ 区分営業 既存の事業を継続しつつ、当該事業を営む建物と同一の建物内において、営業

に係る時間帯を区分し、又は別の区画等を設けることにより、新たな事業を開始するものをいう。

ウ 新店進出 既存の事業とは別の場所において新たな事業を開始するものをいう。

(4) ECサイト インターネット上で一般消費者向けに商品の販売を行うウェブサイト又はインターネット上で一般消費者向けにサービスの提供を行うウェブサイトをいう。

(5) クラウドファンディング 購入型クラウドファンディングを利用してインターネットを通じて、不特定多数の者から資金を集める資金調達方法をいう。

(6) 購入型クラウドファンディング クラウドファンディングのうち、商品またはサービス提供の対価として金銭を充てて行われるものをいう。

(7) プロジェクト クラウドファンディングにより、調達する資金で実施する事業をいう。ただし、資金を調達する目的が、市外への店舗進出や設備投資等となる場合を除く。

(8) クラウドファンディング仲介事業者 クラウドファンディングによる資金調達のためのウェブサイトの運営及びサービスを提供する事業者をいう。

(9) インバウンド 訪日外国人旅行者の略。外国人旅行者を自国へ誘致すること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内に本店（個人事業者にあつては住所）を有する中小企業者であること。

(2) 継続して1年以上市内で事業を営む者であること。（個人事業者が同一の事業内容を引き継ぎ、法人を設立する場合にあつては、個人事業を開始する際の開廃業届出書が提出された日を起算日とする。）

(3) この補助金の交付を受けた日以後も、継続して補助対象となる事業を行う意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

(1) 主として日本標準産業分類に掲げる大分類A農業・林業又はB漁業を行う者

(2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税）を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市税の徴収猶予を受けた者を除く）

- (3) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (4) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等とその構成員を含む法人その他の団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (8) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体であると市長が認める者
- (9) その他市長が適当でないと認める者
(補助対象事業等)

第5条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとする。

(事業完了時の要件)

第6条 補助対象事業の完了時に、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する店舗（補助対象事業が業態転換の場合に限る）
- (2) 一般消費者を取引の相手とする事業
- (3) 市外に本部を有するフランチャイズチェーンでないこと
- (4) 日本標準産業分類に掲げる細分類7661-キャバレー、ナイトクラブでないこと

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項による補助金の交付の申請は、別表第3に定めるところにより必要となる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 補助金の申請は、1年度につき1補助対象事業、1回までとする。

(交付の決定)

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助

金交付決定通知書（様式第8）により、前条の規定による補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に対して通知するものとする。ただし、クラウドファンディングについては豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付決定・確定通知書（様式第19）により通知するものとする。

2 前条の補助金の交付の申請について、補助金の交付が適当でないと市長が認めたときは、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金不交付決定通知書（様式第9）により、申請者に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、第8条第1項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国の小規模事業者持続化補助金など他の補助金の採択又は交付決定を理由とした申請の取下げはできないものとする。

（計画変更等の承認）

第10条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金計画変更等承認申請書（様式第10）に計画変更等の内容が確認できると市長が認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し適当であると認めた場合は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金変更等決定通知書（様式第11）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、別表第4に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、別表第3に規定する補助対象事業のうち、クラウドファンディングについては、この限りではない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の

交付を適当と認めたときは、規則第11条の規定による補助金の額の確定をし、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金確定通知書（様式第18）により通知するものとする。ただし、クラウドファンディングについては豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付決定・確定通知書（様式第19）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額について、補助事業者からの請求に基づき、補助事業が完了した後に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- （3） 補助事業を中止又は廃止したとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することを妨げない。

3 第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された補助事業者は、既に交付を受けた補助金があるときは、その全部又は一部を返還し、又は市長が必要と認める措置を講じなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- （1） 不動産及びその従物
- （2） その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、不動産にあつては10年、不動産の従物及びその他の重要な財産にあつては5年を経過した場合は、当該財産等を処分等することができる。

3 補助事業者は、第1項の規定により市長の承認を得て処分等したことにより収入があつたと

きは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、市長に対して納付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。

(検査等)

第16条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（補助対象外事業となる業態転換）

転換前	転換後
大分類K不動産業、物品賃貸業	大分類K 不動産業、物品賃貸業
中分類76 飲食店	中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業
中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業	中分類76 飲食店

別表第2（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
業態転換	<p>（設備・備品費）</p> <p>1 業態転換後の店舗等内（店舗等内に設置することができない特別な事由がある場合はこの限りでない。）に設置する、財又はサービスの生産や提供に必要となる1設備・備品（※1）あたり10万円以上の購入又はリースに要する費用</p> <p>（改装工事費）</p> <p>2 業態転換後の店舗等で行う、1工事あたり10万円以上の、市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用</p>	補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、限度額50万円
ECサイト開設・改善	<p>（ECサイト開設・改善費）</p> <p>1 ECサイトの開設・改善に係る費用</p> <p>（HP開設・改善費）</p> <p>2 自社HP開設・改善に係る費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。</p> <p>※改善とは、既存からリニューアルを行っていることが、そのウェブサイトを客観的に見てわかる改善であり、その改善の内容が見積書により示されていること（単なるショッピングモールの追加等は対象外）</p>	補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、限度額10万円

<p>クラウド ファンディング</p>	<p>(手数料)</p> <p>1 クラウドファンディングのプロジェクト終了の日から交付申請の日までに、クラウドファンディング仲介事業者へ支払う以下の費用</p> <p>(1) クラウドファンディング仲介事業者のサービス手数料 (利用手数料及び決済手数料)</p> <p>(2) 支援金を早期に受け取るための手数料</p> <p>(委託費)</p> <p>2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要となる以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。</p> <p>(1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費</p> <p>(2) プロジェクトページのページコンテンツ (文書、写真、動画等) の制作代行委託費</p>	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内 (千円未満の金額は切り捨てる。) で、限度額10万円</p>
<p>インバウンド対応</p>	<p>(標記変更費)</p> <p>1 外国人旅行者を受け入れるため、店内の表記を変更する際に必要となる以下の費用</p> <p>(1) 看板の翻訳、デザイン、作製及び設置に要する費用</p> <p>(2) パンフレット、メニューの翻訳、デザイン及び印刷に要する費用</p> <p>(3) ホームページの翻訳、デザインに要する費用</p> <p>(環境整備費)</p> <p>2 店内の外国人旅行者受け入れ環境整備に係る以</p>	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内 (千円未満の金額は切り捨てる。) で、限度額10万円</p>

	<p>下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。</p> <p>(1) 店舗のプロモーション動画等の作成費用</p> <p>(2) 翻訳ソフト・システムの導入費用及びそれに伴う必要最低限の機器導入費用</p> <p>(3) 顧客が無料で使用することのできる、無線LANの機器購入、設置、配線工事等に要する費用</p>	
--	---	--

(※1) その設備・備品単体で単一機能を果たすもの

別表第3（申請時に必要となる書類）

補助対象事業	提出書類		申請期日
業態転換	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼誓約書（様式第1） ・事業計画書兼対象経費予算書（様式第2） ・申請額の算定根拠が分かる見積書（2社以上） ・購入予定の設備・備品等の仕様が分かる資料（備品のカタログの写しなど） ・事業者や店舗の概要が分かる書類（会社概要、HP、チラシなど） ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <改装工事費を伴う場合> ・改装予定の建物平面図の写し（※2） <個人事業主の場合> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し <オーダーメイド、オリジナル商品の場合> ・型番が明確に示された見積書及びその機能が分かるもの（※3） 	事業実施前までにかつ申請年度の2月28日まで
	屋号変更	<ul style="list-style-type: none"> ・現在（業態転換前）の屋号が分かる看板及び外観の写真 <補助対象経費を店舗内に設置することが困難である場合> ・建物平面図などの写し（※4） 	

	区分営業	<p>< 昼と夜など、時間帯を区分して新たに事業を実施予定の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の営業時間の分かるもの（看板の写真、会社規則、HP、チラシなどの写し） <p>< 1階と2階など同一建物内の別区画にて新たに事業を実施予定の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物平面図の写し <p>< 補助対象経費を店舗内に設置することが困難である場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物平面図などの写し（※4） 	
	新店進出	<ul style="list-style-type: none"> ・出店予定地の位置図 ・新店舗の工事予定図面の写し <p>< 補助対象経費を店舗内に設置することが困難である場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物平面図などの写し（※4） 	
ECサイト 開設・改善		<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼誓約書（様式第3） ・事業計画書兼対象経費予算書（様式第4） ・申請額の算定根拠が分かる見積書（2社以上） ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <p>< 個人事業主の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し <p>< 開設の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設するECサイトの完成イメージが分かる資料 <p>< 改善の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のHPやサイトの内容が分かる資料、改善するECサイトの完成イメージが分かる資料 	事業実施前までにかつ申請年度の末日まで

<p>クラウド ファンディ ング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5） ・実施したプロジェクトの内容がわかる書類（クラウドファンディング仲介事業者のウェブサイト掲載ページを印刷したものなど） ・クラウドファンディング仲介事業者に手数料を支払ったことが分かる書類（クラウドファンディング仲介事業者から送られてくる支払い明細書など） ・クラウドファンディング仲介事業者からの支援金入金を確認できる書類（通帳の写しなど） ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <委託費を伴う場合> ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請求書、請求書等の写し） <個人事業主の場合> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 	<p>プロジェクトの終了の日から1年以内</p>
<p>インバウンド 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼誓約書（様式第6） ・事業計画書兼対象経費予算書（様式第7） ・申請額の算定根拠が分かる見積書（2社以上） ・標記変更前のメニュー・看板等の内容が分かる資料 ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <環境整備費を伴う場合> ・購入予定の設備・備品等の仕様が分かる資料（カタログの写しなど） 	<p>事業実施前までにかつ申請年度の末日まで</p>

	<p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 	
--	--	--

（※2）併用住宅の場合は、住居と店舗の面積割合の分かる書類を別途提出すること。

（※3）オーダーメイド、オリジナル商品やそれらを集約した一式の商品の場合は、それぞれの設備・備品が物理的に接続されることで、機能を果たすものをいう。その際は、商品の型番が分かる見積書、料金体系の分かる書類を別途提出すること。

（※4）店舗等の構造や許認可取得の状況等により、その店舗等内に設置することが困難である場合は、その理由の分かる客観的な資料（建物平面図等）を提出することにより、店舗等外への設置を認めるものとする。

別表第4（実績報告時に必要となる書類）

補助対象事業	添付書類
業態転換	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金実績報告書（様式第12） ・対象経費決算書（様式第13） ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し（※5） ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請書、請求書等の写し） ・導入した設備・備品等の写真（全体と型番の分かるもの） ・事業を実施（業態転換）したことが分かる店内外の写真 ・店舗の営業開始日が分かる書類（チラシ、HP、SNS、看板、会社規則など） ・料金体系の分かるもの（メニュー表、サービス表など） <p><業態転換後の事業が許認可を要する事業の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために新たに取得した、許認可証等の写し（食品営業許可証、確認済証など）
ECサイト 開設・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金実績報告書（様式第14） ・対象経費決算書（様式第15） ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請書、請求書等の写し） ・事業を実施したことが確認できるECサイトのページの写し（商品、サービスの内容が具体的に分かるもの） ・開設した日が分かる書類（「お知らせ記事」など） ・事業を行うために新たに取得した、許認可証等の写し（食品営業許可証、古物商など）

<p style="text-align: center;">インバウンド 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金実績報告書（様式第16） ・対象経費決算書（様式第17） ・補助対象経費の納品を証する納品書等の写し ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請求書、請求書等の写し） ・事業を実施したことが分かるメニュー・看板等の写真 ・導入した設備・備品等の写真（全体と型番の分かるもの）
--	--

（※5）リースの方法で支払いを行う場合は、設備・備品の「物件金額」の分かるリース契約書等の資料を別途提出すること。